

## 柏崎刈羽原子力発電所の運営に関する監視強化チームの開催について

〔 令和 7 年 8 月 2 9 日  
原子力関係閣僚会議決定 〕

1 電力の安定供給および脱炭素電源確保のために重要な意義を有する東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向けて、東京電力福島第一原子力発電所事故を起こした東京電力に対する不安の声を踏まえ、関係省庁の緊密な連携を確保し、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の運営の監視に万全を期すため、原子力関係閣僚会議の下に、柏崎刈羽原子力発電所の運営に関する監視強化チーム（以下「監視強化チーム」という。）を開催する。

2 監視強化チームの構成は、次のとおりとする。ただし、チーム長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| チー ム 長 | 内閣官房長官の指名する内閣官房副長官      |
| チーム長代理 | 経済産業大臣の指名する経済産業副大臣      |
| 副チーム長  | 内閣官房副長官補（内政担当）          |
| 主 査    | 資源エネルギー庁長官              |
| チー ム 員 | 内閣官房危機管理審議官             |
|        | 内閣府政策統括官（原子力防災担当）       |
|        | 警察庁警備局長                 |
|        | 総務省大臣官房自然災害等対策総括官       |
|        | 消防庁次長                   |
|        | 厚生労働省労働基準局長             |
|        | 国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官 |
|        | 海上保安庁海上保安監              |
|        | 環境省水・大気環境局長             |
|        | 防衛省統合幕僚監部総括官            |

3 監視強化チームの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 前各項に定めるもののほか、監視強化チームの運営に関する事項その他必要な事項はチーム長が定める。